

政令第三百六十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項、第三十条の七第一項、第三十条の十六、第三十七条第七項、第三百三十一条第一項ただし書、第三百三十九条ただし書、第四百四十一条第七項、第四百四十二条第十項、第四百四十三条第十四項及び第十六項第一号、第四百六十四条の二第六項、第九百九十五条、第九百九十七条の二第一項及び第五項、第二百七十一条の二並びに第二百七十二條並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条及び次条第四項において」を削る。

第一条の二第一項中「第六条第一項」の下に「及び第三十八条の二第一項」を加える。

第十四条第二項中「又は中央選挙管理会」を「、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條第一項中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数（参議院合同選挙区選挙（法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を、遅滞なく、集計するとともに、その結果を参議院合同選挙区選挙管理委員会に報告しなければならない。

第二十三条の十一第二項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第五項中「又は中央選挙管理会」を「、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二十三条の十六第一項中「第二十条中「法」を「第二十条中「」に、「とあるのは「法」を「とあるのは「」に、「第二十一条第一項中「法」を「第二十一条第一項中「」に、「行なわれた日現在」を「行われた」に、「あつた日現在」と、同条第二項中「法」を「あつた」と、「同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた」とあるのは「参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた」と、同条第二項中「」に、「第二十二条の二中「法」を「第二十二条の二中「」に改める。

第二十六条の四中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議

院比例代表選出議員の選挙については、都道府県」を「都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村）」に改める。

第四十八条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「投票管理者、開票管理者及び選挙長」を「投票管理者及び開票管理者」に改め、「者）」の下に「並びに選挙長」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改める。

第四十九条中「する」を「行う」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

第七十八条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「又は」を「若しくは」に改め、「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改める。

第八十条第一項中「関しては」を「ついては」に改め、「中央選挙管理会、」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代

表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を、「の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」を加え、同条第二項中「関しては」を「については」に改め、「中央選挙管理会、」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を加え、「」の「を」「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」の「に、「においては」を「には」に改め、「職員の中から」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙管理委員会」の「に、「においては」を「には」に改め、「職員の中から」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙の」の「を」「、参議院合同選挙区選挙の選挙管理委員会」の「を」「、参議院合同選挙区選挙の選挙管理委員会」の「を」「、参議院合同選挙区選挙の選挙管理委員会」の「を」「、参議院合同選挙区選挙の選挙管理委員会」の「を」を加え、「以外」を「及び参議院合同選挙区選挙以外」に改める。

第八十一条中「関しては」を「については」に改め、「中央選挙管理会、」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を、「の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙

の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」を加える。

第八十五条中「においては」を「には」に、「その」を「当該」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第八十六条第一項中「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第八十七条第一項中「においては」を「には」に、「関しては」を「ついては」に改め、「中央選挙管理会、」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を、「の選挙管理委員会」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙分会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」を加える。

第九十二条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」と

あるのは「第六項」と読み替えるものとする。

第九十二条第八項中「場合において」の下に、「第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と」を加え、「中「法」を「中」「」に、「法第八十六条の三第一項又は」を「第八十六条の三第一項又は」に、「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」に、「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号」に改め、「第六項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と」を削り、同条第九項中「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「及び参議院合同選挙区選挙」を加え、「法」及び「をいう。」を削り、「においては」を「には」に改め、「第二項中「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項から第四項まで及び第六項の規定は、参議院合同選挙区選挙について準用する。この場合におい

て、第一項中「市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者」とあるのは「当該参議院合同選挙区選挙の選挙区の区域内の合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条第一項から第三項まで又は第八項」とあるのは「第八十六条の四第一項、第二項又は第五項」と、「第八十八条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項」と、「第八十六条第七項」とあるのは「第八十六条の四第三項」と、「」の名称」とあるのは「」の名称（第八十九条第四項の規定による略称の記載がある場合には、当該略称を含む。）」と、同項第二号口中「第八十六条第九項」とあるのは「第八十六条の四第九項」と、同号二中「第八十六条第十二項」とあるのは「第八十六条の四第十項」と、同号へ中「第八十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十六条の四第一項又は第二項」と、「第八十八条第十項」とあるのは「第八十九条第六項」と、第二項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と、第六項中「都道府県」とあるのは「合同選挙区都道府県」と、「前項」とあるのは「第一項

」と読み替えるものとする。

第九十九条第一項中「その」を「当該」に改め、同条第二項中「五箇所」の下に「（参議院合同選挙区選挙における選挙事務所にあつては、十箇所）」を加え、「都道府県及びその都道府県」を「選挙区又は選挙が行われる区域及び当該選挙区又は選挙が行われる区域」に改める。

第九十九条の二中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第九十九条の四第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第二項第一号並びに第二号イ及びハ並びに第四項中「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

第九十九条の七第一項及び第一百条の二第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第一百条の三中「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

第一百条の四第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該



選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第一百条の五第一項第四号中「参議院選挙区選出議員」の下に「の選挙（参議院合同選挙区選挙を除く。）」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 公職の候補者等が参議院合同選挙区選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては二十四、後援団体にあつては三十六

第一百条の五第四項、第五項及び第八項中「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二百二十五条の三中「五以内」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」を、「数」とあるのは「五」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」を加える。

第二百二十六条の二中「衆議院小選挙区選出議員」の下に「の選挙」を加え、「においては」を「（参議院合同選挙区選挙を除く。）」については「に改め、「選挙管理委員会は、」の下に「参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会は、それぞれ、」を加える。

第二百二十七条の二第一項中「及び」の下に「同表の」を加え、「当該第三欄」を「同表の第三欄」に、「当該第四欄」を「同表の第四欄」に改め、同項の表衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の項中

一の指定都市の区域（参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）	四円	千二百五十万円
--------------------------------------	----	---------

を

一の都道府県の区域（参議院合同選挙区選挙により選出される参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）	三円	千五百九十万円
一の指定都市の区域（参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）	四円	千二百五十万円

に改め、同条第二項中「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同条第四項中「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第五項中「第三項及び前項」を「及び前二項」に改める。

第二百二十九条第二項及び第八項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第三百三十二条の三の二の見出し中「規定」を「規定等」に改め、同条第一項の表法第四百四十二条第一項第一号の二の通常葉書の数の項中「参議院選挙区選出議員の選挙における数」を「区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には三万五千枚、当該選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すこととに二千五百枚を三万五千枚に加えた数」に改め、同表法第四百四十二条第一項第一号の二のビラの数の項中「参議院選挙区選出議員の選挙における数に十分の七を乗じて得た数」を「区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には七万枚、当該選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに一万五百枚を七万枚に加えた数（その数が二十一万枚を超える場合には、二十一万枚）」に改め、同表法第四百四十二条第一項第二号の二のポスターの数の項中「当該都道府県の」を削り、「における」の下に「当該都道府県の区域内の」を加え、同条第六項中「二台以上」及び「二人以上」を「以上」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、「六万二百円」を「六万四千五百円」に、「十二万四百円」を「十二万九千円」に改め、同条第九項中「四以内」を「以内」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選

「挙区選挙」を加える。

第三百三十二条の四第一項の表を次のように改める。

法第三百三十一条第一項第四号の選挙事務所の数	事 項		再選挙の行われる区域
	一箇所	一の都道府県の区域（参議院合同選挙区選挙に より選出される 参議院選挙区選 出議員の再選挙 が行われる場合 に限る。）	
	一箇所	一の指定都市の区域	
	一箇所	一の指定都市以外の市の区域又はその一部の区域	
一箇所	一の町村の区域又はその一部の区域		

<p>法第百四十一条第一項第一号の自動車又は船舶及び拡声機の数</p>	<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>法第百四十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数</p>
<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には三万五千枚</p>
<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>一万枚</p>
<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>四千五百枚</p>
<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい</p>	<p>六百枚</p>

<p>法第百四十二条第一項第二号又は 第三号のビラの数</p>	
<p>当該都道府県の 区域内の衆議院 小選挙区選出議 員の選挙区の数 が一である場合 には十万枚、当 該選挙区の数 一を超える場合 にはその一を増 すごとに一万五</p>	<p>千五百枚を三万 五千枚に加えた 数</p>
<p>三万枚</p>	
<p>一万三千枚</p>	
<p>千八百枚</p>	

法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	法第六十四條の五第三項第一号の標旗の数	法第六十四條の二第三項の立札及び看板の類の数	
五十人	一	五	千枚を十萬枚に加えた数（その数が三十萬枚を超える場合には、三十萬枚）
三十四人	一	五	
九人	一	五	
五人	一	五	

第三百二十二條の四第二項中「前條第三項」を「前條第二項から第五項まで」に、「前項」を「前項」に

改め、「のうち、一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のもの」及び「同条第四項の規定は再選挙について」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、再選挙（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、法第四百九十九条第四項の新聞広告の回数は、同項の規定にかかわらず、五回に限るものとする。

第三百三十二条の四第三項中「のうち」の下に「、一の都道府県の区域を区域として行われるもの及び」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 再選挙（参議院選挙区選出議員の選挙に係るものに限る。以下この条において同じ。）に第九十九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）」とあるのは「以上」と、「一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）」とあるのは「一台」と、同号ハ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上）」とあるのは「以上」と、「一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつて



は、いずれか二人）」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万四千五百円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）」とあるのは「六万四千五百円」とする。

第三百三十二条の四第五項中「（参議院選挙区選出議員の選挙に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 再選挙に第一百条の三において読み替えて準用する第一百条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内」（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四」（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」とあるのは「四」とする。

第三百三十二条の四に次の一項を加える。

10 再選挙に第二百五条の三において読み替えて準用する第一百条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内」（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「五」（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」とあるのは「五」とする。

第三百三十二条の十中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選

挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第三百三十三条第一項中「」を「」の下に「参議院合同選挙区選挙管理委員会、」を加え、同条第二項中「都道府県又は」を「参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは」に、「においては」を「には」に、「それぞれ都道府県知事又は市町村長に」を「、参議院合同選挙区選挙管理委員会にあつては各合同選挙区都道府県の知事に、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県知事に、市町村の選挙管理委員会にあつては市町村長に、それぞれ」に改める。

別表第四中 「 都道府県 選挙事務所の数 「選挙区又は選挙  
を が行われる区域 選挙事務所の数  
に改める。

北海道 四箇所 「

北海道 四箇所 「

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第一条の二第一項の改正規定 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行の日（平成二十八年四月一日）

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）の規定（新令第一条の二第一項及び第三百三十三条の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

（証票の交付等に関する経過措置）

第三条 新令第百十条の五第四項の規定による同項の証票（以下この条において「証票」という。）の交付並びに新令第百十条の五第五項の規定による証票の交付の申請及び当該申請を公職選挙法第百九十九条の五第一項に規定する後援団体が行う場合における当該後援団体に係る公職の候補者又は公職の候補者とな

ろうとする者（公職にある者を含む。）の同意は、施行日前においても、新令第一百条の五第四項及び第五項の規定の例により行うことができる。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百九条中「第五条の五」を「第五条の十」に、「には」を「については」に改める。

第百八十七条及び第二百十三条の七中「第五条の五」を「第五条の十」に改める。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第九項の規定により」を「第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項において」に改め、同条の表第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第三項の項中「第九十二条第九項の規定により」を「第九十二条第十項において」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第六条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第五条の五」を「第五条の十」に改める。

第二十条の表第八十条第一項の項中「衆議院比例代表選出議員又は」を「衆議院比例代表選出議員若しくは」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同表第八十三条第二項の項中「同条第一項の規定による報告に関する書類」の下に「、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類」を、「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加え、同表第一百七十条の項及び第一百九十七条の二第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二十二条の表第八十六条第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)

第七条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第三十二条第一項中「及び第二十二條」の下に「(第一項後段を除く。)」を加え、「行なわれた」を「行われた」に改める。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正)

第八条 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条の五」を「第五条の十」に改める。

第六条の表第八十條第一項の項中「衆議院比例代表選出議員又は」を「衆議院比例代表選出議員若しくは」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同表第八十三條第二項の項中「同条第一項の規定による報告に関する書類」の下に「、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類」を、「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選

挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加え、同表第一百七十条の項及び第九十七条の二第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第八条の表第八十六条第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第十一条中「第六十九条第二項、第五項及び第六項」を「第六十九条第三項、第六項及び第七項」に改め、同条の表第六十八条第一項の項中「管理する」の下に「選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、

村の [ ] を [ ] 市町村の選挙管理委員会 に改め、同表第六十九条第二項の項中「第六十九  
[ ] 第二項」を「第六十九条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同表第六十九条第五項の  
項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、同表第六十九条第六項の項中「第六  
十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改め、同表第七十二条の項中「、中央選挙管理会」を「中

央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。



## 理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、参議院合同選挙区選挙に関し、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数、選挙の一部無効による再選挙に関する選挙運動の特例等を定めるとともに、その執行に係る規定の整備を行う必要があるからである。